様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　2月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぜいりしほうじんみらいこんさるてぃんぐ  一般事業主の氏名又は名称　税理士法人みらいコンサルティング  （ふりがな）にしむら　よういち  （法人の場合）代表者の氏名　　西村　洋一  住所　〒104‐0031  　東京都中央区京橋2‐2‐1　京橋エドグラン19階  法人番号　　　　　　7010005008824  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | みらいコンサルティンググループホームページ  ①「みらいコンサルティングとSDGs」  ②「デジタルシフト」内、  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」 | | 公表日 | 1. 2019年7月1日 2. 2025年2月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | みらいコンサルティンググループホームページ上で公表  記載箇所：   1. 「みらいコンサルティンググループSDGs宣言」   <https://www.miraic.jp/sdgs/>   1. PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」内・1頁 2. <https://www.miraic.jp/wp-content/uploads/2025/02/digital_tax.pdf> | | 記載内容抜粋 | （以下、①より抜粋）  みらいコンサルティンググループは、  「Co-Creation for Innovative MIRAI 2030」  ＜競争から共創へ：イノベーティブなミライ＞  をビジョンに、以下のパーパス・ステートメントに、基づき、中堅・中小企業の長期発展を支援し続けてまいります。  パーパス・ステートメント   1. 私たちは、大きく変化していく「世界」の中で、つねに先を見つめて「道」を切り開き、「社会」に新しい活力を届けていきます。私たちは「お客さま」と真剣に向き合い、最善を尽くし、ともに「未来」をつくり上げます。 2. 私たちは、お客さまの「企業価値」を向上させるために、「バリューチェーン全体」に配慮し、創造的で先見性に富んだ「最適のサービス」を提供します。 3. 私たちは、「すばらしいキャリア体験」と「オープン」で「協調的な文化」を通じて、「多様な仲間たち」を輝かせ、お客さまに『価値ある新たな体験』を提供します。 4. 私たちは、「お客さま」にとって「仲間たち」にとって、そして「社会」にとって、それぞれが「持続的に成長・発展」できるために努力を続けます。   （以下、②より抜粋）  昨今デジタル技術の革新によって、企業規模・業界業種にとらわれない加速度的な変革が求められるようになりました。当社および当社のお客さまにおいても、既存概念での経営戦略立案や事業運営が通用しなくなっており、ビジネスモデルそのものの変革が求められています。  ◆プラットフォーム事業によるビジネスモデルの変革  当社は、日本の中堅・中小企業に対して長期的な発展に向けた支援をするにあたり、地域で活躍する専門士業や金融機関の皆さまと協力してのコンサルティング共創プラットフォーム事業に取り組んでいます。  この事業の目的は、プラットフォームで形成されるビッグデータを活用する「コンサルティングテック（以降、コンサルテック）」を確立することです。我々の“コンサルテック”とは、ビッグデータやAIなどのデジタル技術を用いてコンサルティングの自動化を行うサービスであり、コンサルティング業界の新たなビジネスモデルとしての構築を目指します。  プラットフォームにシステムを掛け合わせることで、連携する外部パートナーの皆さまは当社ノウハウが活用でき、当社だけでは対応できなかったお客さまへの支援が実現します。支援できるお客さまの拡大は、新たなノウハウの標準化に繋がります。この循環により、一般的なコンサルティングの生産性を上げ、不確かな時代で成長し続けるための高度なサービス提供が可能になります。  コンサルテック確立は労働集約型コンサルティングからの脱却を促し、外部パートナー協力のもとで高品質かつ低価格なサービスを日本全国へ提供することを可能にします。“どこでも”“誰でも”“迅速に”コンサルティングを受けられる世界を創り上げ、全国津々浦々の中堅・中小企業を元気にします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会に準ずる機関として、全代表社員が出席する経営会議にて承認を得ております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | みらいコンサルティンググループホームページ  「デジタルシフト」内、  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」 | | 公表日 | 2025年　2月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | みらいコンサルティンググループホームページ上で公表  記載箇所：  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」内・3頁、6頁  <https://www.miraic.jp/wp-content/uploads/2025/02/digital_tax.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は、当社および当社が支援する中堅・中小企業のDXを推進するため、デジタル技術を戦略的に活用してビジネスモデルの変革を行ってまいります。  ◆「コンサルテック確立」に向けた戦略  当社は、プラットフォームにシステムを掛け合わせることで、コンサルティング業界における新たなビジネスモデルであるコンサルテックの確立を目指します。  ビジネスモデル実現への第一歩は、当社のパーパスに共感する志の高い仲間を増やすことです。仲間内での切磋琢磨やお客さまを想い考え続ける姿勢が、当社独自のサービス開発やノウハウの標準化を促進します。こうして構築されたノウハウは、当社の良質なサービス提供としてお客さまの成長へと繋がり、お客さまの成長が新たなニーズを生み、そのニーズが新たなノウハウへと還元され、当社の成長は地域拠点の拡大という成果で現れます。  また、プラットフォーム事業においても、志の高い外部パートナーを増やしていきます。地域士業や金融機関の皆さまの元へ赴き、共感し合いながら“リアルプラットフォーム”を形成します。リアルプラットフォームにシステムを掛け合わせることで、外部パートナーの活躍による事例がビッグデータ化されます。  そのデータを当社ノウハウの構築に活かすことで、当社とプラットフォーム事業、二軸の成長による相乗効果が生まれ、コンサルテックの確立が実現します。  プラットフォーム事業へ取り組むことが、当社における“デジタル・トランスフォーメーション”となります。  ◆「お客さまへのDX支援」に向けた戦略  当社はお客さまへのDX支援も積極的に行っています。  当社は、お客さまのDXを単なる“デジタル化”で終わらせず、”変革（トランスフォーメーション）”へと繋げるために「DXセッション」を実施しています。  DXが“デジタル化”で終わってしまう大きな要因は、“アナログをデジタルに置き換えること”を目的にしてしまうことにあります。当社はDXセッションを通じて、お客さまの考える最高に素晴らしい将来像「ありたい姿」を明確にし、それを実現するための手段として“デジタル化”を活用した戦略を打ち立てます。当社におけるDX支援のゴールは“デジタル化”ではなく、“デジタル化”を手段としてお客さまの「ありたい姿」を実現することです。  また、多くの中堅・中小企業にとって、この不確かな時代で「ありたい姿」を実現するためにはビジネスモデルの変革が必須になります。しかし、ビジネスモデルを変革するには、デジタル導入後の運用・定着・活用に至るまで、長期間に渡る働きかけが求められます。当社では、お客さまが「どのような競争優位性を確保したいのか」「どのような価値提供を行いたいのか」、しっかりと解像度を上げた上で、未来志向で実現可能な戦略を提案します。そして、その実行に際しても伴走支援を行うことで、お客さまがDXによって「ありたい姿」を確実に実現できるよう、ともに歩んでまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会に準ずる機関として、全代表社員が出席する経営会議にて承認を得ております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | みらいコンサルティンググループホームページ上で公表  記載箇所：  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」内・7頁、9頁  <https://www.miraic.jp/wp-content/uploads/2025/02/digital_tax.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は、戦略を推進するため、以下を体制・組織及び人材の育成・確保として推進しています。  ◆「お客さまへのDX支援」に対する方策  当社は、ビジネスとデジタルの双方に精通し、お客さまへ専門領域とデジタルを掛け合わせた助言ができる「DX人材」を育成するために、社内体制・制度を整備します。  ・ビジネスについては、当社の持つ経営・人材・オペレーション戦略の包括的な実践ノウハウから、お客さまの事業に最適な戦略を立案でき、IT/非ITの領域で思考できる人材を育成します。  ・デジタルについては、SaaS・ERP等横断的に俯瞰し、業務範囲/プロセスの規模・工数などをイメージすることができ、お客さまの「ありたい姿」を実現するために有効かつ最適なデジタルツールを提案できる人材を育成します。  また、外部パートナーへの出資によって最新SaaSツールの情報を獲得し、勉強会を通じて社内共有することでお客さま支援へ繋げていきます。  さらに、社内ITリテラシーを向上させるため、ITスキル研修受講や資格取得を支援する制度を設けています。  今後、当社サービスを提供する上で、各専門領域に適したITスキルを身につけたコンサルタントが揃う、ITリテラシーの高いコンサルティング会社を目指します。  ◆「自社のDX推進」に対する方策  当社では、自社内のDXを推進するために以下4点の方策を行っています。  ・経営直下でデジタルチームを常設し、全体最適なDX推進をしています。  ・お客さまのDX支援を行うチームがノウハウ蓄積に向けたツールの定着・活用を推進しています。  ・社内システム管理チームがユーザーである従業員とこまめに情報共有を行っています。  ・経営トップが社内システム管理チームと情報交換を行い、PDCAを回すことで、さらなる業務効率化へ向けての改善を重ねています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | みらいコンサルティンググループホームページ上で公表  記載箇所：  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」・10頁  <https://www.miraic.jp/wp-content/uploads/2025/02/digital_tax.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は、最新のデジタル技術を社内外で活用するために、以下を環境整備として推進しています。  ◆提供サービスのデジタル化  ・WEBセミナーツールの活用  ・オンデマンド型動画配信システムの活用  ◆新たなビジネスモデルの構築  ・クラウドサービスの活用（コンサルティング事例の知見・ノウハウの蓄積）  ・蓄積したノウハウを活用したサービス品質の向上  ◆社内業務の効率化  ・クラウドサービスの活用（生産性・作業効率の向上）  ・端末貸与による在宅ワーク環境の整備（生産性・作業効率の向上）  ・WEBミーティングツールの活用（コミュニケーションの迅速化と活発化）  ・お客さまに合せた各種グループウェアの導入（コミュニケーション・ファイル共有の円滑化）  ・電子契約の活用（生産性・作業効率の向上）  ・社内生成AIシステムの活用（生産性・作業効率の向上） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | みらいコンサルティンググループホームページ  「デジタルシフト」内、  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」 | | 公表日 | 2025年　2月　25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | みらいコンサルティンググループホームページ上で公表  記載箇所：  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」内・11頁  <https://www.miraic.jp/wp-content/uploads/2025/02/digital_tax.pdf> | | 記載内容抜粋 | ◆DX人材の育成  ITパスポート取得率 80％  生成AI月間アクティブユーザー率 70％  AI・デジタル勉強会開催数 月1回  生成AIアシスタント構築数 10％増  コミュニケーション能力養成研修社内実施回数 年2回  DXセッションスキル保有者数 10％  デジタル案件の経験者数 10％増  コンサル養成講座（DX）開催数 年4回  DXセッション実施数 100％増 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　2月　25日 | | 発信方法 | みらいコンサルティンググループホームページ上の  「デジタルシフト」  <https://www.miraic.jp/service/digital-shift/>内、  PDF「税理士法人みらいコンサルティングにおけるDX推進への取組み」  <https://www.miraic.jp/wp-content/uploads/2025/02/digital_tax.pdf>  「戦略推進状況等に関する情報発信」にて代表社員西村洋一から発信  署名記載箇所：PDF1頁  内容記載箇所：PDF12頁 | | 発信内容 | 「戦略推進状況等に関する情報発信」  当社は、以下4点を戦略の推進状況として管理項目に設定し、定期的に発信して参ります。  ・外部パートナーとの協業によるDXセッションの開催回数  ・最新SaaSトレンドを把握するためのベンダーによる社内勉強会の開催回数  ・経営者の課題形成を助けるためのコミュニケーション力養成社内研修開催回数  ・ITリテラシー向上応援制度利用者数 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　1月頃　～　2025年　2月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を実施、提出しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2006年　11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ◆ISMS情報セキュリティの活動推進  適用規格：JIS Q 27001:2014(ISO/IEC 27001:2013)  2006年11月9日登録以降、規格に準じた運用を継続して実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。